

# 社会福祉法人再生会慶弔規定

## (目 的)

第1条 この規定は、法人及び施設の役職員その他関係者の慶弔、病気、災害等に際する祝金、弔慰金、見舞金等の支給基準を定めるものである。

## (基 準)

第2条 前条の基準は別表のとおりにする。ただし別表に該当するものでも特別の場合は協議して定める。

- 2 社会福祉施設関係機関、団体等その他特に必要と認められる場合には、それぞれの対象によりその都度協議して決定する。

## 附則

この規定は、平成28年4月1日より施行する。

別 表

項目		結婚 祝金	祝 電	傷病 見舞金	災害 見舞金	死亡 弔慰金	弔花	弔 電	支出区 分
法人 役 職 員	本人	20,000	○	10,000	10,000	30,000	20,000	○	本部
	配偶者	—	—	5,000	—	20,000	15,000	○	
	本人の父母 (配偶者の 父母)	—	—	—	—	10,000 (5,000)	—	○	
	子	—	—	—	—	10,000	—	○	
	祖父母	—	—	—	—	—	—	○	
職 員	本人	10,000	○	私傷 5,000 公傷 10,000	5,000	20,000	15,000	○	施設
	配偶者	—	—	—	—	10,000	—	○	
	本人の父母 (配偶者の 父母)	—	—	—	—	10,000 (5,000)	—	○	
	子	—	—	—	—	5,000	—	○	
	祖父母	—	—	—	—	—	—	○	
条件	結婚した場 合		1ヶ月以 上傷病で 療養した 場合	火災・風 水害等 で家屋 が半 焼・破壊 以上の 被害に あった 場合	病気等で死亡した場合				

※法人役職員の範囲は理事長が定める。